

令和3年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会（議事録）

- 1 期 日 令和3年5月19日（水）
- 2 開催時間 10:30～12:00
- 3 開催場所 高山市教育研究所、飛騨市教育委員会事務局、下呂市教育研究所、白川村教育委員会事務局
- 4 参加者 飛騨地区採択協議会委員 19名（欠席2名）
飛騨地区採択協議会事務局（高山市教育委員会学校教育課職員）2名
司会：事務局 説明：事務局 協議進行：会長

5 議事録

事務局	<p>【本日の役割等の説明】</p> <p><input type="checkbox"/>委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p><input type="checkbox"/>この会議は、後ほどお話しします「採択協議会規約」と「運用規定」に基づいて運営をいたします。本日お集まりの委員の皆様は、この規約に基づいて、各教育委員会からご推挙いただいた方ということになります。</p> <p><input type="checkbox"/>本会の会長及び副会長は、地区採択協議会規約第6条により、会長を飛騨地区教育長会会長の中野谷康司高山市教育長、副会長を飛騨地区教育長会副会長の沖畑康子飛騨市教育長に受けていただくことになっておりますので、ご了承ください。</p> <p><input type="checkbox"/>また、協議会の庶務は、規約第8条により、本協議会会長の属する教育委員会に置くとなっておりますので、庶務は高山市教育委員会に置き、本日の進行は高山市教育委員会の事務局が務めます。よろしくお祈いします。</p> <p><input type="checkbox"/>なお、本日の会議は、8月31日まで非公開となっているため、お手元の配布資料は、会議が終了後全て回収します。</p>
事務局	<p>【開会の言葉】</p> <p><input type="checkbox"/>はじめに、開会の言葉を、飛騨地区採択協議会副会長 沖畑康子 飛騨市教育長様よりいただきます。</p>
副会長	<p><input type="checkbox"/>皆さん、おはようございます。コロナが大変な状況になってまいりました。今まで飛騨地区においては、比較的少なく安全でしたが、広がりを見せつつあります。そんな中、この協議会につきましては、子どもたちの使う教科書の採択について協議するという大切な会でございますので、何とか開催したいと思いこの様にオンラインでの開催に至りました。初めてのことであり、途中色々あるかもしれませんが、皆様のご協力によって進めたいと思いますのでよろしくお祈いします。では、只今より、令和3年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を開催します。よろしくお祈いします。</p>
事務局	<p>【飛騨地区採択協議会会長あいさつ】</p> <p><input type="checkbox"/>続きまして、飛騨地区教育長会会長 中野谷康司 高山市教育長がご挨拶いたします。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>委員の皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、また、コロナの対応の中、ご参加いただきありがとうございます。この協議会は、飛騨地区内の市村教育委員会が連携をして、来年度使用する教科用図書を採択することを目的とした会議で</p>

	<p>ざいます。この協議で結果をまとめて来年度使用する教科書を決めていくという目的があります。</p> <p><input type="checkbox"/>本年度は、採択替えのない年ではありますが、1者が文科省の方に検定を申請しまして、検定が通りました。その関係で、中学校の社会科については、研究を行う必要があるということが例年と異なる状況です。本年度の協議会の内容につきましては、そのことを全て検討していきますので、よろしくお願いします。現在各市村で使われている教科書は、原則的に継続的に使われていくわけですが、その有効性につきましても委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと思っております。例えば、教科書の大きさ、重さ、あるいは概要につきましても、ご意見をいただくことがこの会の大切な役割となっております。よろしくお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>なお、本日の欠席者は、高山市では1名、飛騨市では1名が欠席となっておりますので、よろしくお願いします。それでは、進行をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>【採択協議会委員の委嘱】</p> <p><input type="checkbox"/>続きまして、協議会委員の委嘱を行います。</p> <p><input type="checkbox"/>資料1ページをご覧ください。規約第5条運営規程第1項に基づき選出された令和3年度の協議会委員の名簿が載せてあります。</p> <p><input type="checkbox"/>本来であれば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しさせていただくのが本意ですが、オンラインでの開催のため、委嘱状を各教育委員会宛に送付させていただきます。ご了承ください。尚、委員の任期は本年8月31日までとなっております。</p>
事務局	<p>【教科書採択の概要説明】</p> <p><input type="checkbox"/>それでは、初めてご参加の方もお見えなので、本協議会の目的をご理解いただくために、教科書採択の概要について庶務より説明をします。</p> <p><input type="checkbox"/>タイトル画面は、映りましたでしょうか。合図をお願いしたいと思います。次の場面が切り替わりましたでしょうか。合図をお願いします。ありがとうございました。では、説明を進めさせていただきます。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>それでは、教科書採択の概要についてご説明します。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書は正式には「教科用図書」といいますが、今回の説明においては「教科書」という名称を用います。</p> <p><input type="checkbox"/>法令によって、「教科書」は学校で使用する「主たる教材」と定められており、学校では必ず「教科書」を使って授業を行わなければなりません。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書は、通常、民間の教科書発行者が創意工夫をして編集し、文部科学大臣が客観的、かつ公正、適切な内容であるかを検定します。その結果、合格した教科書が「文部科学省検定済教科書」として発行されます。こうして発行された複数の教科書の中から来年度使用する教科書を決めることを「採択」といいます。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書の採択は毎年行われていますが、教科書無償措置に関する法律施行令第15条により教科書は4年間、同じものを使うように定められているので、使用する教科書を新たに選ぶ「採択替え」と呼ばれる年度と、同じ教科書を採択する年度があります。小学校は、令和元年度に採択替えがあり、令和2年度から新しい教科書を使用しています。中学校は、令和2年度に採択替えがあり、令和3年度から新しい教科書を使用しています。</p>

	<p><input type="checkbox"/>さて、教科書を「採択する権限」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条 6 項及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条 3 項により、その「学校を設置する市町村の教育委員会」にあると定められています。しかし、同じく 13 条 5 項によって、採択に当たっては「採択地区」を設定し、地区内の市町村が共同して、同一の教科書を採択することになっています。</p> <p><input type="checkbox"/>「採択地区」は、自然的、経済的、文化的条件を考慮して、その地域内で同じ教科書を使用することが適当だと考えられる地域をさしており、岐阜県には 7 つの採択地区があります。そして、高山市、飛騨市、下呂市、白川村で「飛騨地区」となっています。</p> <p><input type="checkbox"/>4 つの市村教育委員会は、採択協議会での「結果のまとめ」を尊重して、各教育委員会にて採択の議決をします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条により、採択地区内の教育委員会は、協議会の結果に基づき、同一の教科書を採択しなければならないと定められているため、4 つの教育委員会で同一の教科書を採択する議決が終了することによって、その年度の採択は完了となります。</p> <p><input type="checkbox"/>令和 4 年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、令和 3 年度と同一の教科書を採択しなければなりません。ただ、今回は一者の中学校の歴史教科書が、令和 2 年度の文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されましたので、無償措置法施行規則第 6 条 3 項「同一教科用図書の採択の特例」により採択替えを行うことも可能となりました。したがって、今年度の採択協議会では、中学校の歴史教科書のみ、採択替えをするか否かについて結果をまとめていただく必要があります。その他の教科書については、同一の教科書を採択していただくことになります。</p> <p><input type="checkbox"/>以上、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>【協議】</p> <p><input type="checkbox"/>それでは議事に入ります。</p> <p><input type="checkbox"/>本日は、半数以上の委員さんにご出席いただいておりますので、規約第 10 条により、協議会が成立していることを報告します。</p> <p><input type="checkbox"/>協議の司会は協議会会長に申し上げます。</p>
会長	<p>【協議 1 - 1 会計監査委員の指名】</p> <p><input type="checkbox"/>それでは、高山市教育委員会の教育長の中野谷です。会長として進行させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p><input type="checkbox"/>最初に決めることとして、会計監査員の指名がございます。</p> <p><input type="checkbox"/>事務局から提案はありますか。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>外部監査の観点から、飛騨市 P T A 連合会 母親代表 様、下呂市 P T A 連合会 保護者代表 様に、会計監査をお願いしたいと思っております。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>事務局より提案がございました。この提案に承認いただける方は拍手をお願いします。(拍手) ありがとうございます。</p> <p><input type="checkbox"/>次の進行に入る前に、先ほど事務局が説明した教科書採択の概要ですが、何かご質問はないでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/>それでは確認をさせていただきます。教科書を採択する権限は、市町村教育委員会</p>

会長	<p>にありますが、飛騨地区で同じ教科書を使うということが決まっております。これは子どもが異動することもあり同じ教科書を使っていくということで取り決めがございます。</p> <p><input type="checkbox"/>それぞれ違う意見が出る可能性もある中、同じ教科書を使うというところで、この協議会というものが存在するというところでございます。ですから、この協議会のご意見というのが、教科書を採択するうえで、非常に重要な役割を果たしますので、どうかよろしくをお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>なお、今年は採択替えのない年でございますが、中学校の教科書が新たに検定を通りましたので、その教科書に関する調査・研究を行う必要があります。それをどうやって行うのかにつきましても後ほど提案させていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>【協議1－2議事録署名者】</p> <p><input type="checkbox"/>次に、この会の議事録は9月1日より情報公開の対象となりますので、議事録の署名者を選出します。事務局より提案はありますか。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>学校教育に関して豊かな経験を有している飛騨市教育委員会 学校教育課長 様、下呂市教育委員会 学校教育課長 様に署名者をお願いしたいと思います。</p> <p><input type="checkbox"/>なお、第1回協議会議事録の作成は飛騨市教育委員会、第2回協議会議事録の作成は下呂市教育委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>事務局の提案が終わりました、ご承認をいただける方は拍手をお願いします。ありがとうございます。承認していただきました。</p>
会長	<p>【協議2 採択に関する事務日程について】</p> <p><input type="checkbox"/>次に日程について、事務局より説明してもらいます。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>日程について説明をします。お手元の資料6ページをご覧ください。</p> <p><input type="checkbox"/>第2回採択協議会は、先ほどプレゼンで示したように、7月14日水曜日9時からこちらで開催します。もし、この日に採択がまとまらない場合につきましては、第3回の協議会を開催しなければなりませんので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>【協議を整えることの補足】</p> <p><input type="checkbox"/>何か質問がございましたらお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>よろしいでしょうか。それでは、私からもう少し付け足しをさせていただきます。</p> <p><input type="checkbox"/>第2回の採択協議会には協議を整える必要があります。委員の皆さんにご意見をいただき協議を行っていきます。そして、その結果を県の方へ報告することになっています。</p> <p><input type="checkbox"/>第2回協議会におきましては、事務局より中学校の歴史教科書について調査研究や結果が報告されます。その報告をもとに、委員の皆さんに選んでいただきたい。つまり、中学校の歴史の教科書を選んだものを、採択替えの必要があるかどうかということで、提案をもとに検討いただくことになっておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>そのために、第2回協議会までに、委員の皆さんには、教科書を実際に手に取って</p>

会長	<p>みていただきたいと考えています。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書をどこで見るかと申しますと、「教科書展示会」の会場が今映っています。そこで、是非手に取っていただきたいと思います。また、お子さんがみえる家庭では、お子さんの持ってみえる教科書を見ていただくという方法もあります。</p> <p><input type="checkbox"/>この教科書展示は、6月11日から6月24日までの14日間展示されます。そこで、是非見ていただきたいと思います。また、展示期間中には、意見箱がございますので、意見箱の中に教科書を見ていただいた感想を書いていただいてもいいですので、教科書の確認の方をお願いします。以上、私からふれさせていただきました。</p> <p><input type="checkbox"/>それでは、日程について承認していただける方は拍手をお願いします。(拍手) ありがとうございます。承認をいただきました。</p>
会長	<p>【協議3 予算について】</p> <p><input type="checkbox"/>それでは、次に協議3ということで、予算について事務局より説明してもらいます。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>予算について説明します。5ページをご覧ください。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>事務局の提案は終わりました。予算につきまして、何かご質問がありましたらよろしくをお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>それでは、今回のようにコロナの対応でオンラインになりましたら、旅費はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>県の基準によって会場までの距離を計算して、正規の額をお支払いします。よろしいでしょうか。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>オンラインでも旅費は出るということですね。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>はい。そうです。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>ご質問はありませんか。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>それでは、私からもう一つ。通常採択替えがない年は、調査が必要ないので、調査員や調査に関わる費用はいらなないわけですが、本年度、中学校の教科書について新たに調査しなければならないということは、費用面は大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>今回、調査員を集めて行うということにつきましては、次の歴史教科書の採択、協議4のところで説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p><input type="checkbox"/>後ほど説明があるということですね。他、予算についてよろしいでしょうか。承認の方、委員の皆さん、拍手をもってお願いいたします。(拍手) ありがとうございます。</p>
会長	<p>【協議4 歴史教科書の採択について】</p> <p><input type="checkbox"/>次に歴史教科書の採択について、事務局より説明してもらいます。</p>
事務局	<p><input type="checkbox"/>新たに検定した中学校歴史教科書1者につきましては、地区採択協議会で協議をし、採択権者である市村教育委員会で採択を行うか否かということ判断するようになっています。</p> <p><input type="checkbox"/>令和3年3月30日の文部科学省の通知では、今回の採択処理につきまして、採択替えを行うか否かというのは、市村教委となりますが、その際、判断の材料となるのは、県の調査研究の結果や、令和2年度における採択の理由やその検討の経緯及び</p>

	<p>内容を踏まえて判断することも考えられると、示されています。</p> <p><input type="checkbox"/>プレゼンにある1番2番3番この3つを踏まえて採択替えをするか否かを判断してもよいと示されています。そこで、第2回の協議会において、県の調査結果や昨年度の採択理由をもとに、事務局から調査結果を示しますので、皆さんで協議をいただき結果をまとめていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>事務局から説明がありました。ご質問がありましたらお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/>意見をまとめるとありましたが、具体的にはどのようなことですか。</p> <p><input type="checkbox"/>事務局側から県の調査研究や採択理由を示しますので、皆様で協議していただき、この協議会の方向として、採択替えを行うか否かについて意見をまとめていただくということになります。</p> <p><input type="checkbox"/>実際それを市村教委にもっていただいて、そこで正式に市村教委として判断をしていただくということになります。今年度は、調査研究員を集めずに、この協議会の中で意見をまとめていくということになります。</p>
<p>会長</p>	<p><input type="checkbox"/>どうでしょうか。皆さん分かったでしょうか。調査員を置かずに、県の調査をもとに事務局が資料を作り、その資料を基に委員の皆さんで、考えていただいて、新たに検定を通った中学校の歴史の教科書を採択、つまり、新しい教科書に替えるかどうかということを協議していただくというふうにしておりましたが、それでいいでしょうか。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p><input type="checkbox"/>はい。</p> <p><input type="checkbox"/>そのようです。みなさん分かっていただけたでしょうか。ご質問は他にないでしょうか。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>この1者が協議の対象となった理由は何ですか。</p> <p><input type="checkbox"/>この1者につきましては、その前の年度の時に、文部科学省の検定を通らなかった1者です。その翌年度、その1者が改めて文部科学省に申請をし、検定を通ったということになります。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>昨年度の7者から選ばれた採択の教科書と新たに届けのあった1者と、その2者で検討するのですね。</p> <p><input type="checkbox"/>はい。そうです。歴史教科書は、昨年度通った教科書と比較するということになります。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>でも、ルールの中に入っているから、それは可能だということですね。</p> <p><input type="checkbox"/>ルールに基づいているということです。</p>
<p>会長</p>	<p><input type="checkbox"/>皆さん、質問はお分かりでしょうか。ありがとうございます。気が付いていただき助かります。</p>
<p>会長</p>	<p><input type="checkbox"/>委員の皆様には、今の件に関しましては、ルールに基づいておりますので、この地区の協議会でもそれに基づいて予定通り進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p><input type="checkbox"/>他に何かございますか。では、よろしいでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/>新たに申請されました中学校の歴史教科書には、今の事務局の提案のような形で協議を進めさせていただきたいと思っております。賛同いただける方は、拍手をお願いします。(拍手)</p>

会長	<input type="checkbox"/> それでは、歴史教科書採択につきましては、事務局の説明通り進めさせていただきます。
事務局	<p>【諸連絡】</p> <input type="checkbox"/> これより連絡に移ります。事務局より2点お願いをします。 <p>【公正確保について】</p> <input type="checkbox"/> 1つめは、公正確保についてです。教科書発行者が採択関係者に利益供与を行うことは違法です。教科書発行者が採択関係者の自宅を訪問したり、見本本を送付したりすることは文部科学省の指導によって禁止されています。 <input type="checkbox"/> また、教科書発行者は採択関係者に金銭や物品等の提供や申し出をすることを自主規制しております。そのようなことがありましたら、毅然として拒絶し、すぐに採択協議会長、もしくは市村教育委員会まで連絡してくださいませようお願いします。 <input type="checkbox"/> 本日の資料については、公正確保のため、8月31日までは非公開となっておりますので、会議終了後にすべて回収させていただきます。ご了承ください。 <p>【情報公開について】</p> <input type="checkbox"/> 続いて情報公開についてです。この協議会で知り得たことは公正確保のため「8月31日」までは「非公開」です。会の開催日時、場所、委員名はもちろん、協議内容についても極秘となっております。本日の資料をすべて回収させていただくのも公正確保のためです。 <input type="checkbox"/> ただし、9月1日以降は、開かれた採択を推進するために、地区採択協議会及び市村教育委員会において積極的に情報公開に努めます。委員の皆様のお名前も公開の対象となりますので、ご承知おきください。 <input type="checkbox"/> このことにつきまして、会長より補足がありましたらお願いします。
会長	<p>【情報公開についての補足】</p> <input type="checkbox"/> 教科書の発行業者にとっては、この採択協議会の委員をどなたがやっているかということは、大変重要な情報となります。ですから、各教科書会社の方は、その委員の方にアプローチしてくる可能性があるかもしれません。しかし、それは法律で禁じられておりますので、先ほど事務局が説明したことがございましたら、直ちに連絡をしていただきたいと思います。 <input type="checkbox"/> また、何か物品等が届けられる可能性もあります。そういった場合の扱いについても教育委員会か事務局（高山市教育委員会）に連絡をしていただきますよう、よろしくお願いします。以上です。 <input type="checkbox"/> 情報公開の対象となるものは大きく4つです。 ①採択の結果、②その理由、③研究のために資料を作成したときの資料、④採択協議会の決定をうけた市村教育委員会での議決時の議事録です。ですから、この協議会の後の各市村教育委員会での採択に関する議事録も情報公開の対象となりますので、その内容についても各市村教育委員会の方で対応いただくよう、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局	<input type="checkbox"/> 諸連絡です。机上に確認書という書類があります。そちらに記入され、会議の資料とともに自席に置いてお帰りください。 <input type="checkbox"/> 次回の第2回採択協議会は7月14日水曜日午前9時からです。ここ、高山市教育

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>研究所で開催します。</p> <p><input type="checkbox"/>その前に一つだけ確認です。今手元には、新しい教科書は届いているのでしょうか。それぞれの教育委員会に新しい教科書は届いていますでしょうか。確認をお願いします。どの市村も届いているということで安心しました。</p> <p><input type="checkbox"/>閉会の言葉を採択協議会 副会長 沖畑康子 様、お願いいたします。</p>
<p>協議会 副会長</p>	<p><input type="checkbox"/>皆様、本日はありがとうございました。次回の協議会までに展示会が催されますので、ぜひ教科書をよく見ていただき、次回、協議をいただく中学校歴史の教科書につきまして特に念入りに見ていただき、協議会でご意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。これをもちまして、第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を終わります。</p>